

北九州市営住宅馬寄団地 店舗募集要領

1 募集店舗

- (1) 住 所 北九州市門司区社ノ木一丁目16番13号
- (2) 募 集 戸 数 2戸
(15棟104号及び105号 57.24㎡/戸)
- (3) 使用料(月額) 33,900円
使用許可時に保証金101,700円が必要です。

2 契約方法

令和16(西暦2034)年11月30日までの定期建物賃貸借契約とします。
※この賃貸借は更新がなく、期間の満了により終了します。

3 申込手続

- (1) 申込受付期間
令和6年10月11日(金)から令和6年10月24日(木)まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
なお、土曜日、日曜日、祝日は受け付けを行いません。
- (2) 申込受付場所
北九州市役所都市整備局住宅部住宅管理課
(北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市役所庁舎14階)
(電話 093-582-2862)
- (3) 申し込みの際に必要なもの
北九州市営住宅馬寄団地店舗使用申込書(添付書類も必要です。)
- (4) 申込手続き
受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受け付けは行いません。)

4 現地下見会

令和6年10月9日(水)午後2時から午後4時まで

5 使用者の決定方法

申込人数が定員を超えた場合は、公開抽選を行い決定します。
抽選の日時、場所等は10月下旬に通知します。

6 申込資格

- (1) 北九州市内居住者又は北九州市内で営業を行っている者。
- (2) 営業可能な時間は、午前8時00分から午後9時00分までとする。
- (3) 入居後すみやかに開業できる者。
- (4) 店舗を以下のア～キに該当する用途に供してはなりません。
 - ア 公序良俗に反すると認められるものや、騒音、悪臭等の近隣への悪影響の恐れがあるもの。
 - イ 飲食店、食堂、喫茶店、料理店など店舗内で調理を行うもの。
 - ウ 弁当屋、茶屋などのうち、店舗内で調理を行うもの。
 - エ 菓子屋、ケーキ屋、パン屋、キムチ屋などのうち、店舗内で加工製造を行うもの。
 - オ カラオケボックス、マージャン屋その他これらに類するもの。
 - カ 倉庫業を営む倉庫。
 - キ その他、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項に抵触するもの。

7 申込不可

- (1) 北九州市との信頼関係を損なう行為を行った者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者。
- (3) 過去、北九州市に対して使用料等の滞納がある者。

8 その他の条件

- (1) 公募の対象となっている馬寄団地15棟104号及び105号は、現状のままで貸出します。

入居される方の責任において、用途に応じた修繕・改装をされることが条件となります。
- (2) 退去時は原状回復してください。
- (3) 店舗使用者に対しては、駐車場の貸出しは行いません。また、来客用駐車場もありません。
- (4) 賃貸借契約を結ぶにあたっては、連帯保証人を立てていただきます。